

[事案 27-199] 減額手続無効請求

・平成 28 年 6 月 30 日 裁定終了

<事案の概要>

保障内容の変更に際して十分な説明を受けていないこと等を理由に、変更前の内容に戻すことを求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成 15 年 3 月に契約した定期保険および医療保険の保障内容を、平成 27 年 6 月に 5 年ごと利差配当付終身保険および 5 年ごと利差配当付医療保険へと変更し、その結果、平成 15 年に契約した 2 つの契約は消滅したが、以下の理由により、消滅した 2 つの契約を復旧してほしい。

- (1)平成 22 年 6 月の保障内容の変更（契約の申込み）は、自分の配偶者が申込書等を代筆したもので、自分は自署していない。
- (2)平成 22 年 6 月に契約した 5 年ごと利差配当付医療保険について、自分の配偶者が給付金日額が減額されることの説明を受けておらず、従前の給付金額と誤解して申込みをした。

<保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1)申立人は、保険のことはすべて配偶者に任せていたとしており、配偶者も申立人と同じ認識を持っていたこと、保険料は配偶者の口座から支払われていたこと、および配偶者に申立人の印鑑および申立人名義の口座を管理させていたことから、申立人の配偶者は代理権を有していたと考えられる。
- (2)設計書には入院給付金について明記されていること、変更前契約より手術給付金が減少すること、および申込書に入院給付金・手術給付金が減少することが明記されており、申立人の配偶者に錯誤はない。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理のほか、募集人の対応に不適切な点があったかどうかなど、契約変更時の状況を把握するために、申立人の配偶者に対して事情聴取を行った。なお、申立人は多忙であること、募集人は退職済みで協力が得られなかったことから、事情聴取を行うことができなかった。

2. 裁定結果

上記手続の結果、申立人の配偶者が無権代理であったこと、および錯誤に陥っていたことは認めることはできないため、申立人の請求を認めることはできず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、業務規程第 37 条にもとづき手続を終了した。